

平成 19 年 10 月 25 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士試験実施の改善について

現行の公認会計士試験制度は、公認会計士の質を確保しつつ、多様な人材が監査証明業務やその他の監査と会計に関する業務の担い手となることを目的として、平成 15 年の改正公認会計士法に基づき、昨年より実施されているものです。

近年の会計監査の重要性の高まりや、公認会計士の果たす役割の拡大に伴う経済社会による公認会計士に対する質の確保と量的拡大の要請の増大に鑑み、同試験の趣旨をより実現し、多様な人々にとって同試験がより魅力的なものとなり、多くの人々が同試験に挑戦するよう、その実施面での改善に向けて検討するため、本年 5 月に公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）に置かれている公認会計士試験実施検討小委員会の下に公認会計士試験実施検討グループ（以下「検討グループ」という。）を設けました。

審査会は、検討グループからの検討状況の経過報告を踏まえ、試験実施の改善を図ることとして、本年 9 月 6 日に「公認会計士試験実施の改善について（中間報告）」を公表しました。

検討グループは、公認会計士試験の実施面での改善に向けた検討結果のとりまとめを行い、10 月 24 日に審査会へ報告しました。審査会としては、同報告を踏まえ、公認会計士試験実施の改善等を図っていきます。

具体的には、本報告において、短答式試験、論文式試験について、「平成 20 年試験より実施すべき改善策」に掲げられている事項については、平成 20 年試験より実施することとします。また、短答式試験について、「平成 22 年試験より実施する方向で検討すべき改善策」に掲げられている事項については、この方向で検討を行っていきます。本報告においては、以上の具体的な改善策に加え、広報のあり方等、その他の論点についての検討結果が盛り込まれています。試験の実施にあたっては、これらの検討結果を踏まえていきます。